

入札説明書

この入札説明書は、三条地域振興局が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達する役務の件名及び数量

新潟県三条地域振興局設備管理業務委託一式

2 調達する役務の仕様その他明細

別紙「三条地域振興局設備管理業務委託」仕様書による。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36カ月間）

4 入札参加資格

次の(1)～(7)に該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日（令和8年3月30日）までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (4) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の登録を受けている者であること。
- (5) 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

5 競争加入者に要求される事項

- (1) 競争加入者は、競争入札参加資格を証明する書類を期限までに提出し、新潟県三条地域振興局長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

- (2) 競争加入者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない
- (3) 競争加入者は、仕様書、契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、6に定める問合せ先に質問し、回答を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 入札説明書の交付等

(1) 交付期間

令和8年3月16日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く）の各日の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 955-0046

新潟県三条市興野1丁目13番45号

新潟県三条地域振興局企地域整備部総務課

電話番号 0256-36-2203（直通）

ファクシミリ番号 0256-32-5882

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問い合わせ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（別記様式）を6(2)に定める問い合わせ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

イ 問い合わせ受付期限

令和8年3月16日（月）午後4時まで

ウ 回答方法

令和8年3月18日（水）までに、本入札説明書を交付した者全員に対して、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知するほか、新潟県ホームページで公開する。

7 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、ウに掲げる提出書類等を提出すること。

ア 提出期限 令和8年3月18日（水）正午まで

イ 提出場所 6(2)に定める場所

ウ 提出書類等

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 庁舎等管理業務入札参加資格の承認通知書の写し

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果は、入札参加資格確認申請書に記載されている連絡先に令和8年3月24日（火）までに連絡し、併せて書面にて通知する。

8 入札に関する事項

(1) 入札執行日時及び場所

- ア 入札日時 令和8年3月30日（月）午後1時30分
- イ 入札場所 新潟県三条地域振興局入札室（2階）

(2) 入札の方法

ア 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札執行職員の指示に従い委任状（別紙様式）を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

イ 入札方法

次のいずれかの方法によること

- (ア) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出する場合は入札書を封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名及び「何月何日入札（調達案件の件名）の入札書在中」と朱書すること。
- (イ) 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮にも「何月何日入札、（調達案件の件名）の入札書在中」と朱書して、入札執行日の前日の午後5時までに6(2)の提出場所に提出しなければならない。

ウ 入札書の名義人

競争加入者（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人または代理人）に限る。

エ 入札書の記載

- (ア) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (ウ) 競争加入者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

オ その他

(ア) 入札会場には競争加入者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(イ) 競争加入者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 入札の無効

次のア～スのいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 一般競争入札の参加資格のない者のした入札

イ 本公告に示した日時までに入札書が提出されなかった入札

ウ 郵便による入札で書留郵便以外の方法によったもの

エ 本公告に示した競争入札参加資格に該当しない者の入札

オ 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札

カ 同一競争加入者又は代理人からの2つ以上の入札

キ 競争加入者又はその代理人が同時に他の競争加入者の代理をした入札

ク 入札書の記載事項のうち、入札金額、競争加入者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

ケ 記載事項を訂正したものでその訂正について押印のない入札

コ 押印をすべき場所に押印のない入札

サ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札

シ 他の競争加入者の競争入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務を妨害する行為を行った者の入札

ス その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 最低制限価格

最低制限価格を設定し、最低制限価格未満の入札者は、落札できないものとする。

(6) 落札者の決定方法等に関する事項

ア 入札に参加した者のうち、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ イの同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

エ 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

(7) 再入札に関する事項

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。なお、再入札は1回とする。

イ 初度の入札において無効入札をした者及び郵便で入札した者は、再入札に加わることができない。

ウ 再入札においても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167号の2第1項8号の規定により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低価格を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

9 契約に関する事項

(1) 契約手続において使用する言語と通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額を新潟県が発行する納入通知書において契約日までに納入する。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約の条項は、別紙契約書（案）のとおりとする。

(4) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）ただし、入札参加資格審査申請において、上記誓約書を提出済みの場合は、提出不要である。

(5) 契約の相手方が契約書に押印しない場合は、契約手続の停止を行うことがある。

(6) 契約後に機械設備の更新等により保守点検内容が変更する場合は、新潟県（三条地域振興局長）及び契約の相手方で協議の上、契約額を変更する。

10 その他必要な事項

競争加入者又は契約の相手方が本調達案件に関して要した費用については、すべて当該競争加入者又は当該契約の相手方が負担するものとする。